

環水大大発第 110630001 号
平成 23 年 6 月 30 日

各 都道府県 }
政令市 } 大気環境担当部(局)長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

東日本大震災による津波により打ち上げられた船舶の解体等作業
における大気汚染防止法の取扱いについて

日ごろ、大気環境保全行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、東日本大震災による津波により多数の船舶が打ち上げられており、これらの船舶の中には石綿が使用されているものも想定されることから、船舶の解体・改修作業においては、その作業の場所から石綿が排出され、又は飛散することを防止する必要があります。

通常、運行している船舶については、大気汚染防止法(以下「法」という。)第2条第12項に規定する建築物その他の工作物に該当しないため、法の適用を受けていないところですが、当該船舶(鋼製の船舶に限る)については、人工的作為は加わっていないものの土地に接着していることから、法第2条第12項に規定する工作物として、法に準じて取り扱うこととしました。

については、法に基づく特定粉じん排出等作業の規制として、原則として作業開始前の14日前までに作業実施の届出を提出する。特定粉じん排出等作業を実施する際には作業基準を遵守する必要がありますので、関係事業者への指導等の対応をしていただくようお願いします。

なお、別添のとおり関係団体の長宛て通知しましたので、申し添えます。

環水大大発第 1106030001 号
平成 23 年 6 月 30 日

財団法人日本船舶技術研究協会会長
社団法人日本造船工業会会長
社団法人日本中小型造船工業会会長
社団法人日本造船協力事業者団体連合会会長
社団法人日本船用工業会会長

殿

環境省水・大気環境局大気環境課長

東日本大震災による津波により打ち上げられた船舶の解体等作業
における大気汚染防止法の取扱いについて

日ごろ、大気環境保全行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、東日本大震災による津波により多数の船舶が打ち上げられており、これらの船舶の中には石綿が使用されているものも想定されることから、船舶の解体・改修作業においては、その作業の場所から石綿が排出され、又は飛散することを防止する必要があります。

通常、運行している船舶については、大気汚染防止法（以下「法」という。）第2条第12項に規定する建築物その他の工作物に該当しないため、法の適用を受けていないところですが、当該船舶（鋼製の船舶に限る）については、人工的作為は加わっていないものの土地に接着していることから、法第2条第12項に規定する工作物として、法に準じて取り扱うこととしました。

については、法に基づく特定粉じん排出等作業の規制として、原則として作業開始前の14日前までに作業実施の届出を提出する。特定粉じん排出等作業を実施する際には作業基準を遵守する必要がありますので、貴協会におかれましても、傘下事業者に対して、下記に留意の上、法の遵守の徹底について周知していただくようお願いいたします。

記

1 特定粉じん排出等作業の実施の届出（法第18条の15）

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、次に掲げる事項を都道府県知事あるいは政令市に届け出なければならない。

ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、速やかに届け出ること。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 特定工事の場所
- (3) 特定粉じん排出等作業の種類
- (4) 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- (5) 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- (6) 特定粉じん排出等作業の方法

2 作業基準の遵守義務（法第18条の17）

特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(1) 法施行規則第16条の4第1項

特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。

イ 記1の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ハ 特定粉じん排出等作業の方法

ニ 現場責任者の氏名及び連絡場所

(2) 法施行規則第16条の4第2項

項	作業の種類	作業基準
1	特定建築材料が使用されている建築物等の解体作業(2項又は3項に掲げる物を除く)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。

		<p>□ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
2	1項の作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去するもの（3項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>□ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
3	1項の作業のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
4	特定建築材料が使用されている建築物等の改造又は補修作業	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する場合は1の項下欄イから二までに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項下欄イから八までに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>□ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p>

吹付け石綿

石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材（吹付け石綿を除く）